

Ⅲ 事業運営上の留意事項について（実地指導での問題点等）

1 人員・設備・運営に関する事項について

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防等のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「予防基準」という。）

（1）従業員の員数について

- ① 利用者が少ないため常勤従業者を配置していない。
- ② 看護職員の資格証等の写しが事業所に整理・保存されていない。

基準第45条（予防基準第47条）（抄）

事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護に当たる従業者の員数は次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師 1以上
- 二 介護職員 2以上（※ 介護予防は、1以上）

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

予防基準第47条第3項

指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第45条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 管理者について (P 27 参照)

- ① 管理者が、常勤又は専従でない事例があった。
- ② 管理者が、併設する通所介護事業所の介護職員として勤務している。
- ③ 管理者が、実際には、管理業務全般を他の従業者に任せており、届出上のみ管理者となっている。

基準第46条 (予防基準第48条) (抄)

事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第三の一の3(3) (以下「解釈通知」という。) (介護予防については、第四の一「なお書き以降で、基本的には、第三に記した記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第三の該当部分を参照されたい。」とされている。) 準用 (抄)

ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は訪問入浴介護従業者である必要はないものであること。

- ① 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

→ 兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。

→ 他の法令で専任とされている職と兼務していないか。

例：建設業法で規定する専任の技術者・主任技術者・監理技術者、宅地建物取引業法で規定する専任の取引主任者・政令で定める使用人等

(3) 運営規程等について

- ① 契約書、重要事項説明書で、利用料金の間違いや関係条文の条ずれ、誤字、脱字等が見受けられたので内容の再確認のこと。
- ② 介護予防事業について、運営規程等に位置付けられていない、「重要事項説明書未作成」のケースが見受けられた。(→※ 登記事項証明書に介護予防も含まれているか確認のこと。)
- ③ 運営規程や重要事項説明書に定める「従業者の員数」が実態と異なっているため、整合を図ること。
- ④ 重要事項説明書の事故発生時の連絡体制に県民局健康福祉部の記載についても併せて願います。
- ⑤ 利用者が「要介護←→要支援」に変更となった場合に、改めて説明が行われていない。

基準第54条において準用する基準第8条（予防基準第55条において準用する予防基準第8条）（抄）

事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第53条に規定する運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

基準第53条（予防基準第53条）（抄）

事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

（４）心身の状況等の把握

- ① 居宅サービス計画は利用者の心身の状況、その置かれている環境を把握したうえで変更の必要性を判断すべきもの。
- ② サービス提供開始時及びサービス提供時等において把握した、利用者の心身の状況について記録されていない。

基準第54条において準用する基準第13条（予防基準第55条において準用する予防基準第13条）（抄）

事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(5) 身分証の不作成、不携行が見受けられる。

基準第54条において準用する基準第18条（予防基準第55条において準用する予防基準第18条）（抄）

事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第三の一の3(8)準用（抄）

居宅基準第18条は、利用者が安心して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問入浴介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(6) サービスの提供の記録の不備等

- ① サービスの提供日、提供時間、サービス提供者の氏名、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない
- ② サービスの開始時刻・終了時刻が、実際の時間ではなく、居宅サービス計画に位置付けられている提供時間帯となっている。
- ③ 実施したサービスの内容を記録していない。→※ サービス提供記録がない場合には、過誤調整を指導する。

基準第54条において準用する基準第19条（予防基準第55条において準用する予防基準第19条）（抄）

事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、以下 略

(7) 利用料等の受領

- ① お試し利用等を無料、極めて低額で提供している例が見受けられる。
- ② 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合、基準（予防基準）第20条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできない。

基準第48条（予防基準第50条）（抄）

1 略

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等にかかる費用

4 略

(8) 指定訪問入浴介護の基本取扱方針

訪問入浴介護サービスの質を向上させていくために自己点検等を行い、課題を見つけて改善していく取組が重要。やっているのか疑問の事業所が散見される。

【PDCAサイクル】の活用

PDCAサイクル（ピーディーシーエー - 、PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）は、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

- ① Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- ② Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う
- ③ Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- ④ Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ、spiral up）させて、継続的に業務改善していく。

基準第49条第2項（予防基準第56条第2項）（抄）

事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(9) 管理者の責務 (P 2 3 参照)

- ① 管理者が訪問入浴介護の業務の把握をしていない。
- ② 管理者が行っている訪問入浴介護業務が、管理者の本来業務の遂行に支障を生じさせている。→ 管理者が訪問入浴介護業務を行う場合は、本来業務に支障がないよう留意すること。

基準第52条 (予防基準第52条) (抄)

事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業者の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業者の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(10) 勤務体制の確保等

- ① 勤務の体制を明確にされていない事例が見受けられる。
 - (i) 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成していない。 ←論外！！
 - (ii) 訪問入浴介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、管理者との兼務関係、他事業所との兼務関係等を明確に記載されていない。
- ② サービスの提供は、当該訪問入浴介護事業者の訪問入浴介護従業者によって行うべきものである。→指定訪問入浴介護事業者の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者のこと。
- ③ 資質向上のための各種研修に参加させていない事例が見受けられる。→訪問入浴介護従業者の資質の向上を図ることにより、利用者へのより良いサービスを提供できるとの認識に立ち、研修の機会を確保する必要がある。
- ④ 営業日・営業時間内に、従業者の配置がなく、相談連絡体制が整備されていない。

※ 労働基準法等の遵守

本日、配付した「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」、「別添介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について (P 4 3～4 4)」等を参照に遵守をお願いします。

【不適切な例】

- ① 労働条件通知書、雇用契約書を作成し、交付していない。(常勤・非常勤は問わない。)
- ② 従業者に支払う賃金が最低賃金以下である。(平成22年11月5日以降 683円)
「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」【労働基準法改正内容】
P 5 Point④ 3 6 協定を締結・届出しましょう

○特別条項

なお、限度時間を超えて働かせる場合、法定割増賃金率 (2 5 %) を超える率とするように努める必要があります。

P 7 Pointt② 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう。

内上段、1か月に60時間を超える時間外労働については、法定割増率賃金率が現行の25%から50%に引き上げられました。

→ 労働基準法等の詳細については、最寄りの労働基準監督署に確認のこと。

基準第54条において準用する基準第30条（予防基準第55条において準用する予防基準第28条）（抄）

事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(11) 衛生管理等（P 51～57 参照）

① 管理者が従業者の健康診断の結果を把握し、記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。

② 感染症予防に必要な設備が不十分な事例が見受けられた。

③ 訪問入浴介護従業者が感染源とならないため、入浴介護従業者自身を感染から守るため、感染を防ぐための備品等（例：使い捨て手袋）を備えるなどを講じる必要がある。

④ 感染症（結核、インフルエンザ）や食中毒の防止に留意のこと。

⑤ 安心して入浴できるよう、レジオネラ症の発生予防のため、きちんとした衛生管理体制を整えて、従業者に周知し、実行すること。

特に、「貯湯タンク」、「循環ろ過装置」、「気泡発生装置、ジェット噴射装置」について、衛生的な管理を行うこと。

（設備及び備品等）

・基準47条第1項（予防基準49条第1項）（抄）

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

・基準第54条において準用する基準第31条（予防基準第55条において準用する予防基準第29条）（抄）

事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(12) 秘密の保持等

- ① 個人情報の同意について不十分な事例が見受けられる。
→利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をとっているか。
- ② 個人情報の漏洩が社会問題になっている。十分な管理が必要である。(例：個人情報に記載されている書類が無造作に置かれていたり、個人情報を管理しているパソコンを誰でも操作できる状態にある。)
- ③ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の一部改正がなされている。
→当課HP (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=83110)を参照されたい。

基準第54条において準用する基準第33条（予防基準第55条において準用する予防基準第31条）（抄）

事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(13) 苦情処理

苦情の内容等の記録がなされていないケースが見受けられた。

→ 苦情は、改善の母といわれている。伸びる企業（施設・事業所）は、苦情を分析、検討し、再度の苦情を防いだり、全体の質の向上に繋げている。先に示した「PDCAサイクル」(P26)を活用してよりよい介護サービスを目指しましょう！

基準第54条において準用する基準第36条（予防基準第55条において準用する予防基準第31条）（抄）

事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 以下 略

(14) 事故発生時の対応

- ① 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていない。
- ② 県民局への事故報告についてなされていない。
→ 平成20年3月31日付長寿第1920号で市町村、利用者の家族等に加え県にも報告をお願いしているところ。事故が生じた場合は、所在地を所管する県民局健康福祉部へも報告のこと。(P 46～47参照)
※ 重要事項説明書の事故発生時の連絡体制に県民局健康福祉部の記載についても併せて願います。

基準第54条において準用する基準第37条（予防基準第55条において準用する予防基準第35条）（抄）

事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 略

(15) 記録の整備

- ① 諸記録をその完結の日から2年間保存していない。
- ② 契約解除になった利用者の記録をすぐに廃棄している。

基準第53条の2（予防基準第54条）（抄）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

→※ 介護保険法令に保存年限を規定していない書類については、関係法令の定めるところにより適正に保存のこと。

- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - 一 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録（→※サービス提供の記録）
 - 二 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録（→※利用者に関する市町村への通知）
 - 三 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - 四 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 介護報酬の算定上の留意事項について

(1) 訪問入浴介護の実施

- 1) 人員不足のため介護職員2人（介護予防の場合1人）で訪問入浴介護を実施している。

(ポイント)

訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員2人（介護予防の場合は1人）の合計3人（同2人）で訪問入浴介護を行った場合に算定できる。

したがって、介護職員2人（介護予防の場合1人）で実施することは認められない。

- 2) サービス提供しなかった場合（キャンセル等）にも計画どおり算定している。

(ポイント)

訪問入浴介護サービス提供のため自宅を訪問し、看護職員が血圧等身体状況を確認した結果、入浴を見合わせた場合でも訪問入浴介護費の算定はできない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できる。（介護報酬解釈本青P197 [注3] 参照）

(2) 介護職員3人（介護予防の場合2人）の訪問

- 急遽看護職員が休暇を取得したため、介護職員3人で実施したが、95/100で算定していない。※算定には（ポイント）①から③を満たす必要がある。

(ポイント)

- ① 事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできない。
- ② 利用者に対して、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人（介護予防の場合は2人）が、訪問入浴介護を行った場合には、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定すること。
- ③ 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治の医師に確認することとし、その内容を記録しておくこと。

(3) 清拭・部分浴

- 利用者の希望により清拭・部分浴を実施したが、70/100で算定していない。

(ポイント)

訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定すること。

(4) サービス提供体制強化加算

- 1) サービス提供体制強化加算の算定要件である事項が実施されていない。
- 2) 直近3月間の職員の割合について、毎月記録していない。

(ポイント)

次のいずれにも適合すること。

- ① すべての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項（※）の伝達又は当該指定（介護予防）訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録すること。

※利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項

- ・利用者のADLや意欲の状況
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

- ③ 当該指定（介護予防）訪問入浴介護事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、事業主の費用負担で実施すること。
- ④ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が30/100以上又は介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50/100以上であること。

※ 届出日の属する月の前3月の平均で当該加算の届出を行った場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制の届出を提出しなければならない。

(5) 「医行為」の範囲の解釈について (P 4 1 ~ 4 2)

(ポイント) 介護報酬の解釈本赤 P 2 8 ~ 2 9 参照

- ① 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(平成17年7月26日付け、医政発第0726005号)本通知を参考に各事業所で適切に判断の上業務を行うこと。
- ② 看護師等による医行為は医師(歯科医師)の指示等が大前提であること。
※ 医行為に該当するかどうかについては、医師法所管部署へ確認のこと。

(6) 介護報酬を算定するにあたり、留意する点について

- ① 自己点検シート(介護報酬編)により、自己点検を行い、点検項目の全ての項目を満たしている場合に算定できる。
※ その他、解釈通知等に即したサービス提供を行い、加算本来の趣旨を満たすこと。
→自己点検シートについては、当課HPを参照されたい。
(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=41665)

(重要)

県に届け出た体制に変更が生じた場合は、変更の届出が必要となる。

- ※ 特にサービス提供体制強化加算の体制の届出(変更等)に注意のこと。
加算 I ⇔ 加算 II、加算 I 又は II → なし、なし → 加算 I 又は II

- ② 介護給付費を返還する場合、利用料(利用者からの自己負担額)、生活保護法に基づく介護扶助についても返還が必要。

VI その他業務上の留意事項

(1) 変更届 (P 3 6) について

介護保険法第 75 条第 1 項及び第 115 条の 5 第 1 項で「事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とされている。

厚生労働省令で定める事項(詳細は、施行規則第 131 条第 1 項第 2 号及び第 140 条の 22 第 1 項第 2 号参照のこと。)

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ③ 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)
- ④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 指定居宅サービス等基準第 51 条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所

【重要】

※ 事業所の移転など重要な変更の場合は、事前に県民局担当課に相談すること。

(2) 廃止又は休止の届出 (P 3 7) について

介護保険法第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項で「事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とされている。

【重要】

- ※ 1 廃止又は休止しようとするときに、現に利用者がある場合には、他の事業所に引き継ぐことが必要。
- ※ 2 従業者に欠員が生じた場合には、速やかに、事業所を所管する県民局に相談し、指導に従うこと。
- ※ 3 事業実態が無いのであれば、廃止又は休止の届出を提出のこと。

(3) 岡山労働局労働基準部監督課からの依頼について

本日、配付した資料

- ・「介護労働者の労働条件の確保改善について」（依頼文書）
- ・「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」（冊子）
- ・「介護労働者を使用する事業所における《労働条件チェックリスト》」

【岡山労働局からの依頼事項】

- 労働基準法の知識不足の法人・事業所が多い。今回配付した「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」等を活用し、勉強してもらいたい。
- 「介護労働者を使用する事業所における《労働条件チェックリスト》」について必要事項を記入の上、岡山労働局労働基準部監督課へ返送をお願いする。
- 記入方法については、記入の方法を熟読されたい。

→ 上記の不明な点は、岡山労働局労働基準部監督課へ照会ください。

TEL 086-225-2015

FAX 086-231-6471

(4) 更新申請について（P13～21 併せて参照）

平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定（許可）の更新制度が創設され、介護保険事業所（施設）の指定（許可）について6年ごとに更新することが義務付けられた。更新を行わない場合又は更新手続きが間に合わない場合には、有効期間満了により指定（許可）の効力を失うこととなる。

※ できるだけ早めに事業所（施設）所在地を所管する県民局へ提出してください。

(5) 厚生労働省発出Q&A（介護サービス関係Q&A）について

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室から、今までに国が発出されたQ&Aを取りまとめた『「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A』をホームページ上にエクセル表で掲載している。

URL (http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html)

- ① エクセル表のため、用語検索が可能となっている。
- ② Q&Aは、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものなので、各種法令等と併せて活用をお願いする。

(6) 疑義照会（質問）について

- ① 今回の集団指導に係るものに限らず全ての質問は、別添の質問票（P58）を用いてFAXで所在地所管の県民局（P59）へお願いする。
- ② 電話による照会には、原則として回答を行わない。
- ③ これらの点について、今日、参加されていない方にも徹底をお願いする。

変 更 届 出 書

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)



指定居宅サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者, 介護保険施設, 指定介護予防サービス事業者) について, 指定 (許可) に係る事項を変更したので, 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条第1項 (第82条第1項, 第89条, 第99条第1項, 第111条, 第115条の5第1項) の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号												
指定 (許可) 事項を変更した事業所 (施設)		名称												
		所在地 (開設場所)												
居宅サービス等の種類														
変更事項		変更の内容												
1	事業所 (施設) の名称	(変更前)												
2	事業所 (施設) の所在地 (開設場所)													
3	申請者 (開設者) の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名													
6	定款, 寄附行為等及び条例等 (当該事業に関するものに限る。)													
7	事業所 (施設) の建物の構造, 専用区画等													
8	設備又は備品													
9	事業所 (施設) の管理者の氏名, 生年月日及び住所 (並びに経歴) (介護老人保健施設を除く。)													
10	サービス提供責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴													
11	運営規程	(変更後)												
12	協力医療機関 (病院) ・協力歯科医療機関													
13	事業所の種別													
14	提供する居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導) の種類													
15	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)													
16	入院患者又は入所者の定員													
17	福祉用具の保管及び消毒方法 (委託等をしている場合にあつては, 委託等の契約の内容)													
18	併設施設の状況													
19	役員の氏名, 生年月日及び住所													
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号													
変 更 年 月 日		年 月 日												

備考 1 「変更事項」欄は, 該当する項目番号に「○」を付してください。
 2 変更内容が確認できる書類を添付してください。

様式第3号の2 (第4条関係)

再開届出書

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)



指定居宅サービス (指定居宅介護支援, 指定介護予防サービス) の事業 (介護老人保健施設) を再開したので, 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条第1項 (第82条第1項, 第99条第1項, 第115条の5第1項) の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号									
再開した事業所 (施設)	名称								
	所在地								
再開した事業の種類									
再開した年月日	年 月 日								

備考 当該事業 (施設) に係る従業者の勤務体制及び勤務形態に関する一覧表を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

廃止（休止）届出書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

印

指定居宅サービス（指定居宅介護支援、指定介護予防サービス）の事業（介護老人保健施設）を廃止（休止）するので、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（第82条第2項、第99条第2項、第115条の5第2項）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号										
廃止（休止）する事業所 （施設）	名称									
	所在地									
廃止、休止の別	廃 止 ・ 休 止									
廃止（休止）する事業の種類										
廃止（休止）する年月日	年 月 日									
廃止（休止）する理由										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置										
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日									

- 備考 1 廃止し、又は休止する日の1月前までに届け出てください。
2 「休止予定期間」欄は、事業又は施設を休止する場合に記載してください。